

用語の解説

1. 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2. 経営組織

・ 個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含まれる。

・ 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

・ 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本で登記したものをいう。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

・ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

・ 法人でない団体

法人格を持たない団体をいう。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれる。

3. 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としている。

- ・ 出向・派遣従業者のみの企業等

当該企業等に所属する従業者が一人もおらず、他の会社など別経営の企業等から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている企業等をいう。

4. 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として企業全体の平成27年1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に準じて分類している。

5. 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により、以下の2つに区分している。

- ・ 単一事業所企業

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない企業等をいう。

- ・ 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は海外にある支所で構成されている企業等をいう（国内に本所があり、海外にのみ支所がある企業等を含む。）。

6. 従業者

当該企業等に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の企業等へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該企業等で働いている人であっても、他の会社などの別経営の企業等から出向又は派遣されているなど、当該企業等から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の企業等の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

- ・ 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその企業等を経営している人をいう。

なお、個人業主は個人経営の企業等に必ず一人である。

- ・ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、企業等の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

- ・ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人を

いう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

- ・ 常用雇用者
企業等に常時雇用されている人をいう。
期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人をいう。
- ・ 正社員・正職員以外
常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている人をいう。
- ・ 臨時雇用者
常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。
- ・ 他への出向・派遣従業者
従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など当該企業等に籍がありながら、他の会社など別経営の企業等で働いている人をいう。

7. 売上（収入）金額

商品等の販売額又は役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、会社以外の法人の場合は経常収益としている。

8. 事業活動

企業等の産業分類を格付けする際は原則として、売上（収入）金額の最も多い主業によるが、実際には主業以外にも複数の事業を行っている場合があり、行っている事業を売上（収入）金額で捉えたものをいう。

9. 完成工事高

決算期間内に完成した土木工事や建築工事（リフォームを含む）、設備工事などの最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期間中出来高相当額をいう。プラントエンジニアリング事業や自己建設によらない土地分譲、建物建売事業などによる収入は含めない。

10. 元請完成工事高・下請完成工事高

元請完成工事高とは、発注者（施主）から直接請け負った建設工事の完成工事高をいい、民間等で自社のために行った自家工事の完成工事高を含む。

下請完成工事高とは、元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請けとして請け負った建設工事の完成工事高をいい、1次又は2次等の下請工事の完成工事高を含む。

11. 学校等種類別収入

「学校教育事業の収入」の内訳について、学校の種類ごとに区分したものである。

「学校教育支援機関」は、高等教育機関の評価、大学入試センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいう。

なお、「幼稚園」（「幼稚園型認定こども園」を含む。）や幼稚園の機能を有する「幼保連携型認定こども園」は、その事業に係る収入は学校等種類別収入に含まれるが、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定められた「児童福祉施設」である「保育所」（「保育所型認定こども園」を含む。）や、児童福祉法上の「児童福祉施設」に該当しない保育施設（いわゆる「認可外保育施設」。「地方裁量型認定こども園」を含む。）の事業に係る収入は、「医療、福祉事業の収入」に該当するため、学校等種類別収入には含まれない。